

# 合 併 公 告

平成十七年十二月二十一日開催の臨時総会において、左記の商工会は平成十八年三月三十一日に解散し、権利義務一切を承継して高島市商工会を設立することに決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から三十日以内にお申し出下さい。

平成十七年十二月二十二日

滋賀県高島市マキノ町高木浜一丁目四番地一

マキノ町商工会

滋賀県高島市今津町今津一七五番地

今津町商工会

滋賀県高島市朽木市場七〇九番地

朽木商工会

滋賀県高島市安曇川町田中八九番地

安曇川町商工会

滋賀県高島市勝野一三六五番地

高島町商工会

滋賀県高島市新旭町旭一丁目一〇番一

新旭町商工会

債権者各位

安曇川町商工会

会長 西沢博文